

議事概要

会議の名称	第3回東大阪市特別職の議員報酬等審議会
開催日時	令和7年5月19日(月) 午前10時から午前11時10分
開催場所	本庁舎11階 会議室1
出席者	辰田会長 野老職務代理者 川上委員 目黒委員 山野委員 事務局
欠席者	阪上委員 吉川委員
案件名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長及び副市長の給料額について</li> <li>・市議会議員の議員報酬額について</li> <li>・市議会議員の期末手当並びに市長及び副市長の期末手当のあり方について</li> </ul>
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当の立法趣旨等について</li> <li>・市長及び副市長の給料額改定案シミュレーション</li> </ul>
決定事項	第2回審議会の議事概要について
会議の公開、非公開	非公開
会議録の公表、非公表	公表(議事概要)
所管部署(事務局)	行政管理部 職員課

審 議 内 容

1 開会

2 議事

事務局より資料説明

委員からの意見

①市長及び副市長の給料額について

- ・ 中小企業労働者の給与所得の賃上げが、必ずしも十分に進捗しているとは言いがたい現況に鑑み、現状維持が妥当ではないか。
- ・ 市長の給料額を上げるのは、地元企業が賃上げとなった後の方が、市民の理解は得られやすいのではないか。
- ・ 市内中小企業の方々の状況を考えると、現状維持をしておいて、すべてに賃上げが行き渡ってから給料額を上げるべきではないか。
- ・ 賃上げの機運やこの流れというのを醸成していかないといけない、まさにその時である。首長についても生活者であることから、賃金を上げるべきではないか。
- ・ 一般労働者と市長及び副市長の性質が全くもって違うというところがあり、民間では生産性が向上することによって給料が上がるが、市長、副市長、市議会議員についても同様の物差し

を持つというのは難しい。市の収入であるとすれば財政的に厳しいところの自治体の首長は、なり手がなくなってしまう。やはり、社会全体的に給料が上がっていく中で、他市の状況も見ながら本市も上げていく議論をすべき。

- ・ その市の財源、財政状況によって市長の給料が変わる、財政状況と連動させるかどうかは、議論があるところである。
- ・ 今回は現状維持とし、その後、社会情勢を見ながら検討するのが良いのではないか。
- ・ 優秀な人材に市長に来ていただく為にも、給料額は将来的に上がっていくべき。

## ②市議会議員の議員報酬額について

- ・ 市議会議員は非常勤であって、報酬という性質を考えると、他市の報酬額と比べても現状維持で問題ないのではないか。
- ・ 市長と副市長の給料額が据え置きということからも、議員も据え置きが妥当ではないか。
- ・ 20年間、議員数が減ってきている中、議員には頑張ってもらっている。市長、副市長と同じく、やはり社会全体に賃上げが行き渡った後に、機運醸成ができ得た際には上げるべきではないか。

## ③市議会議員の期末手当並びに市長及び副市長の期末手当のあり方について

- ・ 期末手当について、一般職の改定と連動することが合理的で理論的にも素晴らしいとは言い切れず、一般職の改定と同じような考え方をとっていくということで、その意味では分かり易いというぐらいの話であり、支給割合として何月分が正しいとか、或いは今、一般職との間で開いている支給割合の差が放置していいのか、絶対許されないことなのかも分からない。枠組みとして、一般職の改定と連動することは、現状では悪くないのではないか。
- ・ 一般職の改定と連動することに合理性はあるだろうが、その連動の仕方として、完全に一般職と同じ支給割合に合わせるとなると、例えば市議会議員の場合では3.9月から4.6月と上がり幅が大きく、市民感情も考慮する必要がある。現行の支給割合に明確な根拠がない中で、一般職と同様の月数に合わせるのであれば、その根拠が必要ではないか。
- ・ 過去に市長・副市長、市議会議員の期末手当が、一般職の改定と連動しなくなったという経過があったとしても、一般職の改定と連動することに合理性があって問題がないということであれば、連動していけば良いのではないか。
- ・ どれだけの職務をされているのかが見えにくい中で、それを見て月数を調整できればいいが、それは不可能である。市の公務は収益と連動できない。仮に、税金収入が上がればボーナスも上がるという仕組みになったとしたら、それを重視してしまっ行政に支障がでてしまう。可能であれば年俸制にすれば分かり易いし、改定については、期末手当も含んだトータルの金額で判断すれば良いのではないか。市議会議員については常勤ではないため、そこも難しいところである。
- ・ 前回の審議会意見から変わった要素はない。期末手当を支給せずに、期末手当を含んだ年俸制にすれば分かり易いのではないかという議論はあるが、国家公務員も期末手当を支給しているので、期末手当の支給も含めた報酬体系でも良いのではないか。

- ・ 期末手当として、勤勉手当ではないのであるから、一般職で言うところの勤勉手当支給月数分が含まれているということは疑問である。もし一般職の改定との連動ということを考えるならば、既に月数は異なっているので、一般職が上がれば、上げる方向に働くという意味での連動にしか過ぎない。それが分かりにくいということであれば、期末手当の支給制度を廃止するという方向もあり得る。しかしながら、全ての中核市が期末手当を支給している中で、本市だけが廃止して独自路線を引くというのは、難しいのではないか。

#### まとめ

- ・ 市長及び副市長の給料額について、賃上げの機運が高まっているものの、市内中小企業労働者の給与所得の賃上げが、必ずしも十分に進捗しているとは言いがたい現況に鑑み、現時点では引上げをするのは難しいということから、現状維持が妥当。
- ・ 市議会議員の議員報酬額についても同様に現時点では引上げをするのは難しく、非常勤であって報酬の性質が異なることから考えても、現状維持が妥当。
- ・ 市議会議員の期末手当並びに市長及び副市長の期末手当のあり方については、期末手当制度を廃止して年俸制にする方が分かり易いという議論もあるが、一般職の改定と連動して改定していく枠組みについては現状問題なく、令和2年及び令和5年における本審議会意見に修正すべき点等は見当たらない。
- ・ 答申書案については、各委員の意見を反映したうえで次回審議会に提出する。

#### 次回の開催日程等

7月以降を予定。日程は別途調整。